

# IFRS実務トピックニュースレター～銀行業～

## IFRS第10号：適用初年度から得られた教訓



IFRS第10号「連結財務諸表」が、2013年1月1日以後に開始される会計年度より適用された。EU域外のIFRS適用銀行は、その四半期及び年度の財務諸表の両方においてIFRS第10号を適用しており、本稿では、適用初年度から得られた教訓について議論している。

IFRS第10号は、すべての投資先（事業会社及び組成された企業）に適用される単一の連結モデルを有する。このモデルは、パワー、変動リターンに対するエクスポージャー及びこれら2つの関連を含む支配に関する基礎的な原則に基づいている。この原則を特定の事実及び状況に対して適用する際には、重要な判断が必要となることが多い。銀行はIFRS第10号の当初適用時（IFRS第10号がはじめて適用される会計年度の期首）において、既存の投資先との関係を再評価しなければならなかった。しかしそのすべての投資先に対して詳細な分析が必要とされたわけではない。銀行が過半数を占める株主であり、他の者が実質的な権利を有しておらず、意思決定に関する複雑な取り決めも存在していない場合には、さらなる分析はほとんど必要とされなかった。一方、ファンド及びアセット・マネジメント・ビジネスを行っている銀行や、証券化、その他のストラクチャーに取り組む銀行は、さらなる分析が必要であった。

## 総合的所見

- 多くの証券化ビークルについて、連結の結論に変更は生じなかった。ただし、当該結論に至るために必要な分析のため、個々の重要な投資先についてデータ収集、判断及び文書化が必要となった。
- いくつかのケースでは、従来連結していた証券化ビークルの連結を中止することとなつた。これにより、証券化資産について認識の中止に関する分析が必要となつた。
- 連結の結論に変更が生じた主な領域は、銀行のアセット・マネジメント・ビジネスであり、多くの場合、投資先を追加的に連結する結果となつた。銀行がファンド資産に対する保証を提供することにより、変動リターンに対するエクスポージャーが生じる場合があつた。

## 特に注目する領域

教訓	実務への影響及び例示
<b>投資先の目的及び設計</b>  投資先が何をするために設立されたかを十分に理解することが重要である。これまでKPMGは、新たな支配モデルを3ステップ（関連性のある活動に対するパワー、変動リターンに対するエクスポージャー、パワーとリターンの関連）のアプローチであるとしていたが、投資先の目的及び設計の評価を第1ステップ（投資先の理解）の主要部分として含める4ステップのアプローチと考えるようになった。	目的及び設計に関する情報は、以下を含む様々な情報源から入手可能である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 投資先の定款</li> <li>■ 事業計画</li> <li>■ 年次報告書</li> <li>■ 投資関連書類（投資案内書、目論見書、取得契約書）</li> <li>■ 利益分配契約書</li> <li>■ 委託契約</li> </ul>
投資先はリスクを創出し、それを他の者へ移転するように設計されるが、当該リスクに注目しなければならない。支配の評価には主觀が伴うことに留意して、投資者と投資先との間の経済的関係及び契約の（法的形式ではなく）実質を理解することは極めて重要である。このステップは、支配モデルを適用する際のフィルターとなる。	
支配及びパワーとリターンの関連を評価する際には、定量的リターン及び定性的なリターンの両方を考慮しなければならない。目的及び設計は定性的なリターンの指標を示すことが多い。  最小限の閾値ではなく、リターンの概念は非常に広いため、リターンの変動性に対する投資者のエクスポージャーは通常容易に判明する。	例えば、証券化ストラクチャーにおいて、定性的なリターンには資金化へのアクセス及び顧客関係の管理が含まれる。

教訓	実務への影響及び例示
<b>関連性のある活動</b>	
(投資者ではなく)投資先のリターンに重要な影響を与える活動とは、活発な意思決定を伴う活動で企業の設立後に生じるものである。	これらはそれ自体で決定的なものではないが、事業及び資本予算の策定・承認、投資先の主要な経営幹部の任命、報酬の決定及び解任の意思決定は、この分析の主要なものとなることが多い。
いくつかのストラクチャー(例:証券化)では、関連性のある活動は特定の事象の発生により生じ、投資先の外部で生じることがある。これらは、投資先の目的及び設計に不可欠のものであり投資先のリターンに影響するため、依然として投資先の関連性のある活動である。  KPMGの経験では、どの投資者も連結しないこととなるような、投資先に関連性のある活動が存在しないということは稀である。	例えば、組成された企業へ売却した債権の不履行時に、回収管理が原債権者に留保されることがある。
<b>防御的な権利</b>	
防御的な権利は、その保有者へ関連性のある活動に対するパワーを与えることはできず、他の者が投資先に対するパワーを持つことを阻止することもできない。ただし、防御的な権利は、特定の事象または条件が生じたときに行使可能となり、その時点における支配の結論を再評価することとなる。	例えば、不良債権というシナリオにおいて、債務者が借入金の契約条項に違反した場合、銀行は意思決定パワーを得ることが多い。この時、銀行は以下を有することがある。 <ul style="list-style-type: none"><li>■ 債務者の株式または資産に対する担保権</li><li>■ 債務者と取引先との供給契約に基づく権利義務を譲り受ける権利</li><li>■ 債務者の所有者の変更に対する拒否権</li></ul> これらの権利は契約条項に違反する前までは防御的権利であるが、契約条項に違反した後は銀行にパワーを与えることがある。
<b>潜在的議決権</b>	
焦点は、もはや潜在的議決権が現時点で行使可能か否かではなく、潜在的議決権が実質的なものか否かである。	例えば、銀行は他の者との交渉が行き詰った場合に行使可能となるコール・オプションを保有する場合がある。権利行使時において、銀行は一方的に意思決定を行う能力を有することになる。こうした不確実性(つまり、交渉の行き詰まりの発生)は、意思決定に関連しており、実際に必要なときに行使可能であるため、オプションに関連するパワーを制限することはない。  銀行は、オプションの行使を妨げ、その結果当該権利が実質的なものとならないような障害があるか否かについて判定することとなる。

教訓	実務への影響及び例示
<b>組成された企業</b> <p>議決権が分析に関連しない場合(関連性のある活動が契約または取決めによって指示される場合)、関連性のある活動を指示する実質上の能力の証拠は、通常、支配の分析において最重要となる。銀行により設立された、組成された企業に対するパワーを誰が有するのかを評価する際に、関連性のある活動を指示する実質上の能力を誰が有するかをはっきりさせることが重要である。焦点は、もはやどの企業が報酬の過半を有し残余の所有者リスクを引き受けるのかではない。</p>	<p>例えば、組成された企業が銀行により設立され、ある企業に関連する特定の企業群に対する資金提供を行う場合を想定する。名目上は銀行により80%の出資が、その企業により20%の出資がなされ、銀行はさらに負債商品による資金提供を行っている。SIC第12号「連結-特別目的事業体」(IFRS第10号に差替え)では、銀行は残余リスクの過半数に対するエクスポージャーを有することにより組成された企業を連結する可能性がある。</p> <p>IFRS第10号では、その企業がリターンに影響する組成された企業の関連性のある活動に対するパワーを使用している場合、その企業が連結しなければならない可能性がある。</p>
<b>パワーとリターンとの関連</b> <p>議決権により支配されている投資先は、関連テストが満たされている(変動リターンに対するエクスポージャーとパワーの量とが相関している)と推定されている。</p> <p>ただし、組成された企業に対しては、さらなるパワーとリターンとの関連の分析が必要となる。この分析には、パワーが本人または代理人として行使されるか否かの検討が含まれる。ファンド・マネジャーが代理人または本人として行動しているかを評価する際に、その分析にはファンド・マネジャーの経済的関与の合計の定量的評価が通常含まれる。主要な評価規準は変動性である(ファンドの業績が変化するとファンド・マネジャーの総収入がどの程度変化するか)。</p> <p>ファンド以外の組成された企業に対する銀行の関与を評価するためには、すべてのリターンの源泉を考慮した定量的及び定性的な分析を使用して、パワーとリターンとの関連を評価することが必要となることが多い。また、意思決定者のリターンの変動性に対するエクスポージャーが他の投資者のものと異なるか否かをはっきりさせることは、ファンド・マネジャーの行動に影響する可能性があるため、重要である。</p>	<p>経済的関与の合計の定量的測定の解釈には判断が必要である。IASBは、企業が明らかに代理人である場合または明らかに本人である場合を示す変動性の水準を例示している。銀行にとっての課題は、変動性の水準がこれらの例示の範囲の間にある場合に結論を出すことである。多くの場合、他の者が銀行をファンド・マネジャーとしての地位から解任する権利の重要性の指標は不明確であるかもしれない。</p> <p>証券化ストラクチャーにおいて、証券化資産の一定の損失に対する保証を提供する者は、保証の範囲外に損失を食い止めるために、その者が有するパワー行使するインセンティブを有する。したがい、パワーとリターンの関連は、定性的な要素を考慮してより適切に評価されるが、これには判断が要求されることとなる。</p>

## リマインダー:組成された企業に対するIFRS第12号の要求事項も考慮する必要がある

IFRS第12号「他の企業への関与の開示」は2013年1月1日以後開始される会計年度から適用される。IFRS第12号は、連結または非連結の組成された企業に対する開示の要求事項を規定しているため、証券化ビークル、資金調達のための導管体及び投資ファンドのような、非常に多くの組成された企業に持分を有していたり、スポンサーとなっていることが多い銀行に特に関連する。

IFRS第12号による数多くの新たな開示規定の中でも影響が大きいのは、(たとえ、組成された企業が支配されていない場合であっても)企業の組成された企業に対する関与またはスポンサー関係の情報を開示しなければならないという規定である。この開示規定により、特に財務その他のサポートを組成された企業に提供しているか、提供する見込みである場合に、多大な労力と情報収集が必要となる可能性がある。

実務上検討が必要となることが多い論点は、スポンサー企業の定義や、組成された企業に提供している資金が通常のサプライヤー・カスタマー関係の一部と見ることができるか否かの評価であるが、その結果は連結の結論には影響を与えない。

## 日本の金融機関が取り組むストラクチャーに関する支配の分析

日本の金融機関がファンド、アセット・マネジメント・ビジネス、証券化またはその他のストラクチャーに取り組む場合、当該ストラクチャーのリターンから支払われる報酬が投資家以外のファンド・マネジャー等に多く配分されるケースは一般的にそれほど多くないと思われる。したがって、投資先の連結要否を判断する際は、報酬水準等の変動性に関する定量分析が結果的に重要な判断要素となる場合よりも、むしろ投資先の目的及び設計の評価(本紙でいう第1ステップ)における関連性のある活動の識別、その意思決定方法の理解、当事者が保有する権利や契約上の取り決めの考慮といった定性分析が比較的重要となる場合が多い。

## Contacts

### 金融事業部

#### 大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: [tamami.okawa@jp.kpmg.com](mailto:tamami.okawa@jp.kpmg.com)

#### 間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: [tomomi.mase@jp.kpmg.com](mailto:tomomi.mase@jp.kpmg.com)

#### 廣瀬 文人

T: 03-3548-5102

E: [fumito.hirose@jp.kpmg.com](mailto:fumito.hirose@jp.kpmg.com)

#### 峨家 将

T: 03-3548-5102

E: [masashi.gake@jp.kpmg.com](mailto:masashi.gake@jp.kpmg.com)

#### 木崎原 新

T: 03-3548-5102

E: [arata.kisakibaru@jp.kpmg.com](mailto:arata.kisakibaru@jp.kpmg.com)

#### 藤原 初美

T: 03-3548-5102

E: [hatsumi.fujiwara@jp.kpmg.com](mailto:hatsumi.fujiwara@jp.kpmg.com)

### 編集・発行

#### 有限責任 あづさ監査法人

#### IFRS本部 IFRS Information Desk

#### ファイナンシャルサービス本部

e-Mail: [AZSA-IFRS@jp.kpmg.com](mailto:AZSA-IFRS@jp.kpmg.com)

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2014年1月に発行した「THE BANK STATEMENT Q4 2013 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[www.kpmg.com/jp/ifrs](http://www.kpmg.com/jp/ifrs)

IFRS実務トピック～銀行業～ニュースレターは、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報を求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。